

特殊詐欺・悪質商法を防ぐ

キホンの



自分や大切な人が被害に遭わないために！

今すべき5つの対策!!

日々、巧妙化する特殊詐欺と悪質商法。その手口は複雑で簡単には見破れないものに変化しています。このような状況の中で、私たちはどのようにして自分の財産を守ればよいのでしょうか？
もちろん行政も対策を行っていますが、犯人はそれをかいくぐって新たな手口で騙してきます。このため、被害を防止するには、今一度、私たち一人一人が被害を「自分ごと」として危機感を持ち、最新の手口を知り、その対策を身に付けることが大切です。ここでは被害に遭わないための5つの基本を紹介します。

「迷惑電話非着信装置」の端末料、設置料金、月額使用料を全額補助します



この装置を設置することで自動的に悪質電話の着信を拒否します。

対象／65歳以上

の高齢者のいる世帯または療育手帳所持者のいる世帯

※固定電話で電話番号表示サービスを利用することが条件です。

費用／無料
(申請年度末日まで)

一人で悩まないでまずは相談！

町では消費生活相談員を配置して、消費者と事業者との間に生じた疑問や苦情について公正な立場で相談を受け付けています。

相談窓口(平日)／

午前9時～午後4時

ところ／役場3階くらし環境課

出前講座で特殊詐欺を学ぼう

特殊詐欺や悪質商法の手口や対処法、消費生活の諸問題などについて学びます。

対象／町内在住の10人以上のグループ

問 暮らし環境課 ☎ 989-5514

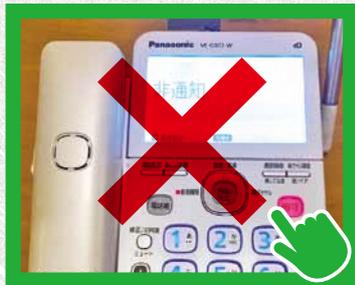
長泉町を犯罪者に狙われにくいまちに！

犯罪者に狙われにくいまちとはどんなまちでしょうか？データによれば、犯罪者が犯行をあきらめた理由の1位が「近所の人にジロジロ見られたから」と報告されています。防犯の基本は個人での対策です。しかし、現状は個人の対策だけでは防ぎきれない状況となっています。そこで大切になることは地域全体での防犯対策です。一人一人の力は小さくとも、地域全体で協力して対策を行えば大きな抑止力となります。自治会のコミュニケーションが活発な地域を犯罪者は敬遠するのです。日ごろから近所の方と目と目を合わせて挨拶を交わし、また、自治会での活動に積極的に参加して連帯感を高めておくことで、地域の防犯力が向上します。

特殊詐欺や悪質商法は、今後も新たな手口が出てくることが予想されます。被害にあった多くの方が「まさか自分が騙されるなんて」と言っているように、少しの油断が被害につながります。今一度、一人一人が詐欺被害は自分ごととして危機感を持つことが大切です。

1 電話で犯人と話さない

犯人からの最初の接触の多くが電話での連絡です。在宅中でも留守番電話設定にしたり、ナンバーディスプレイを利用して、知らない番号の電話には出ないようにしましょう。また、犯人は自分の声が残ることを嫌うので録音機能も有効です。本当に必要な連絡は留守番電話にメッセージを残します。家族や友人にはいつも留守設定していることを事前に伝えておきましょう。



2 玄関の鍵を開けるときは慎重に

訪問者を一度家に入れてしまうと、長時間居座られて断りにくくなります。悪質訪問販売の被害に遭わないために訪問目的が明確でない方は簡単に家に入れないようにしましょう。基本的にはインターフォンで対応し、ドアを開ける時はドアチェーンをしたままにしましょう。

また、公的機関を名のる相手でも身分証明書を必ず確認して、少しでも不審な点があれば、所属先にお問い合わせください。



3 「☎188」と「☎#9110」をメモして目のつく場所に貼る



皆さんはこの番号をご存知ですか？

これは特殊詐欺専用相談電話の番号です。

相手がだれであろうと「お金」、「キャッシュカード」、「暗証番号」といった言葉が出たら「怪しい!」と警戒心を持って冷静に対応してください。また、少しでも不安になったらすぐにこの番号に電話してください。

4 情報共有と地域の絆で防犯対策

普段からの地域での交流やご近所付き合いが犯罪の予防につながります。お互いに相談しやすい環境を作っておくことが大切です。これは、詐欺や悪質商法以外の防犯にも有効で、地域全体に犯罪を寄せ付けない効果があります。両親と離れて暮らす方は、定期的に連絡を取り合い、日頃の様子を把握しておくことが重要です。お互いの近況が分かっていると、犯人が息子や孫を名乗って電話をしてきても異変に気づけるはずですよ。



5 被害に遭ってもあきらめない

被害に遭ってしまったら、できるだけ早く警察や消費者センター、くらし環境課にご相談ください。「家族に迷惑がかかるから黙っていよう」、「詐欺に引っかかって恥ずかしい」と思う気持ちがあるかと思いますが、相談することでクーリング・オフ制度で契約を解除することができたり、警察や消費生活専門相談員の助言によりお金を取り戻せる場合があります。また、その情報を共有することで、新たな被害防止につながります。



●問い合わせ● くらし環境課 ☎989-5514

(参考・参照) 警察庁・静岡県警察資料、静岡県発行「くらしの目」ほか